

# みんなで知るう!「鳴門市自治基本条例」

市では「市民等が主役のまちづくり」の実現に向けて、市民の皆さんと行政の協働によるまちづくりを推進しています。多くの市民の皆さんが地域課題の解決に関わることで、連帯感が高まり、地域の絆も深まります。今月号では、公共施設の維持管理に関する協働の取り組みを一部ご紹介します。

## 協働の事例⑪ 緑とにぎわいあふれるまちへ ～公園緑地等維持管理業務(除草・清掃ボランティア委託)～

緑とにぎわいあふれるまちづくりに向けて、公園や緑地などを良好な状態に保つことは、市と地域の共通課題です。市では、「公園緑地等維持管理業務」として、市内の都市公園、児童遊園、緑地などの一部を地元の町内会やボランティア団体に委託し、協働による維持管理に努めています。

これまで、公園などの施設の維持管理については、行政が担うべき分野と考えられてきましたが、現在では協働事業として市民の皆さんにその一部または全部を委託する方法をとっています。市民の皆さんのボランティア精神のもと、市が直接実施するよりもきめ細やかな清掃や除草活動が行われ、愛着を育みながら役割分担が進んでいます。

公園などは、市民の皆さんに潤いと安らぎを与える憩いの場であるとともに、地域のイベントやレクリエーションにも利用されるなどふれあいの場でもあります。また、災害時の避難場所としても重要な役割を担っています。

今後も、多くの方々から親しまれる公園を目指し、市民の皆さんとの協働による環境整備を推進していきます。



## 協働の事例⑫ 安心して快適な道路環境へ向けて! ～鳴門市道路アドプト事業～

住みよいまちづくりのために、社会基盤となる道路の環境整備を進めることは、市と地域の共通課題です。現在、鳴門市が管理する道路(市道)は市内全体で2,490路線(総延長約587km)あります(4月1日現在)。これら全ての市道の状況を把握し、適切に維持管理を行うことは、行政だけでは難しいことから、市民の皆さんとの協働が全国各地で行われています。

本市でも、平成21年1月より「鳴門市道路アドプト事業」を実施し市民の皆さんと共に市道の環境整備を行っています。道路アドプト事業とは、市道において地元の事業所や市民の皆さんが空き缶やごみ拾い、草刈りや側溝の土などの除去作業を行うボランティア活動です。誰もが簡単に参加できることからボランティアを始めるきっかけになるとともに、集まったごみなどを行政が処理することから、地域をきれいにする「協働」の取り組みとして注目されています。

これからも身近な生活道路である市道を市民の皆さんと共に大切にしていけるよう、道路アドプト事業を通してボランティア活動の支援に努めますので、市内の事業所や地域団体の皆さんの参加をお願いします。(詳しくは、土木課 管理担当 ☎684・1166まで)



このほかにも、県指定文化財である市内の古墳などの除草を中心とした環境整備を地元の保存会に委託したり、大型公民館の管理・運営の一部を地区自治振興会等に委託するなど、協働による公共施設の管理・運営が行われています。

市では、地域の課題解決や住みよいまちづくりに向けた市民の皆さんからのご提案をお待ちしています。また、自らが協働の主体として活動することができる具体的な事業案をお持ちの方や団体がありましたら、下記の市民協働推進課または各担当課までご相談ください。

問 市役所市民協働推進課 ☎684・1200 FAX 684・1336  
E-mail [shiminkyodo@city.naruto.lg.jp](mailto:shiminkyodo@city.naruto.lg.jp)

自治基本条例について、市内のグループ・団体への個別説明会も行っていますので、気軽にお問い合わせください。また、市内で行われるボランティア活動の予定やグループのメンバー募集に関することなど気軽に情報をお寄せください。周知や情報発信をサポートします。

